

◆ ご契約に際しての重要事項

- 契約概要……………1・2ページ
- 注意喚起情報……………3・4ページ

◆ その他ご確認いただきたい事柄

- 保険の内容について……………5・6ページ
- ご契約に際して／用語の説明……………6ページ

ご契約に際しての重要事項 **契約概要**

MIB **収入保障保険（解約返戻金抑制型）**

この保険の「ご契約に際しての重要事項」は、「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。「契約概要」とは、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、**保険商品の内容を理解いただくための情報**を記載した書面です。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を正確・了解のうえ、お申込みください。また、その際には「注意喚起情報」も、必ずあわせてご確認ください。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、**概要や代表事例**を示しています。支払事由や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。個別の具体的な数値などについては、パンフレット、設計書、申込書でご確認ください。

当契約概要に記載の内容は2012年4月現在のものです。

商品の特徴

被保険者が死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたとき、以後所定の期間まで毎月、給付金が支払われる保険です。

保険料払込期間中の解約返戻金をゼロとし、これを保険料に反映しています。特定疾病診断保険料払込免除特約を付加することにより、急性心筋梗塞、脳卒中、悪性新生物に罹患し、所定の状態に該当された場合には、保険料の払込みが免除されます。

ご契約例（代表事例）

以下は代表的な事例です。お申込みいただくプランの内容については、パンフレット、設計書、申込書などでご確認ください。

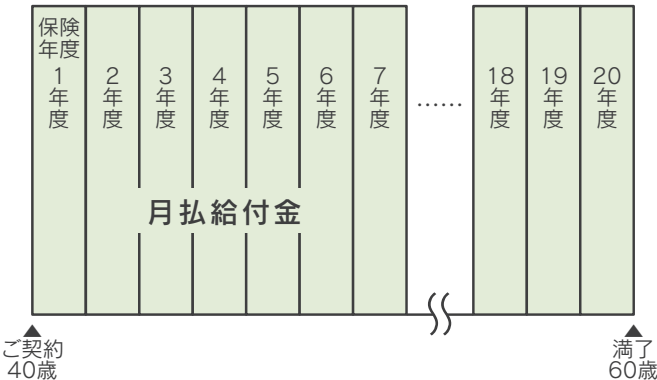
主契約	月払給付金額
収入保障保険 (解約返戻金抑制型)	20万円
月払給付金の型	確定保証期間(*)
定額型	5年

* 確定保証期間については
右記 **確定保証期間** を参照ください。

- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳払込満了

被保険者: 契約年齢40歳男性
(特定疾病診断保険料払込免除特約付)
□ 座振替
月払保険料 7,500円

※ 特定疾病診断保険料払込免除特約を付加される場合の主契約保険料は、この特約が付加される場合の保険料率を使用しますので、付加しない場合の主契約保険料に比べ、高くなります。



※ 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

保障内容について

保障（責任）の開始

責任開始時（第1回保険料の領収(*)または告知のいずれか遅い時）から保障を開始します。

* クレジットカードによるお支払いの場合

当社がクレジットカードの有効性などを確認したときに第1回保険料を領収したものとします。(ご利用いただいているクレジットカードによってはお取扱いきれない場合もありますのであらかじめご了承ください。)

支払事由

主契約	給付金の種類	支払事由
収入保障保険 (解約返戻金抑制型)	月払給付金	保険期間中に死亡されたとき、または責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき

※ 所定の高度障害状態については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※ 所定の高度障害状態に該当され、月払給付金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当されたときから保険契約は消滅したものとします。

月払給付金の型と支払額

月払給付金の型	支払額
定額型	月払給付金額

支払日と支払期間

支払事由に該当された日を最初の支払日（給付金支払開始日）とします。以後、保険期間が満了するまでの給付金支払開始日の毎月の応当日に月払給付金をお支払いします。ただし、給付金支払開始日から保険期間満了日までの期間が確定保証期間に満たない場合は、給付金支払開始日から確定保証期間を経過した日までの毎月の応当日に月払給付金をお支払いします。

確定保証期間

月払給付金を支払う場合の最低保証年数のことを「確定保証期間」といいます。保険期間満了間近で死亡・所定の高度障害状態に該当された場合でも、ご契約時にご指定いただいた期間（1年、2年、5年、10年）が終了するまで、保険期間が満了しても継続して月払給付金が支払われます。

保険金・給付金などをお支払いできない事例

次のような場合には、月払給付金をお支払いすることはできません。

支払事由に該当しない場合

〈例〉 責任開始時前の傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当された場合、月払給付金をお支払いできません。

免責事由に該当する場合

〈例〉 ・ 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡
・ 契約者または月払給付金受取人の故意による死亡
・ 契約者、被保険者または月払給付金受取人の故意による高度障害状態

※ 上記の事例以外にも給付金をお支払いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

保険料払込免除について

収入保障保険(解約返戻金抑制型)(主契約)について

責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料の払込みは免除されます。

特定疾病診断保険料払込免除特約を付加された契約について

主契約の保険料払込期間中に以下のいずれかの事由に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料の払込みは免除されます。

[急性心筋梗塞]

この特約の責任開始時以後の疾病を原因として、虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき

[脳卒中]

この特約の責任開始時以後の疾病を原因として、脳血管疾患のうち脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

[悪性新生物]

この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて91日目以後に、初めて(この特約の責任開始時前後を通じて初めてとします)上皮内癌・皮膚癌(悪性黒色腫を除く)以外の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき

解約返戻金について

主契約には保険料払込期間中は解約返戻金はありません。

- ・全期払(保険料の払込みが保険期間の全期にわたる払込方法)のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金がありません。
- ・短期払(保険料の払込みが保険期間よりも短い期間で定められている払込方法)のご契約で保険料払込期間経過後に解約された場合は、経過した期間により計算した解約返戻金があります。ただし、保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合には解約返戻金はありません。

特約の解約返戻金については、「ご契約のしおり」の「解約と解約返戻金について」でご確認ください。

その他(ご契約上の注意など)

契約者配当はありません。

付加できる主な特約

各特約についての詳細は、「ご契約のしおり」でご確認ください。

特約名	概要
災害死亡給付特約	不慮の事故などにより死亡されたとき、または不慮の事故などにより所定の高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
傷害特約	不慮の事故などにより死亡されたとき、または不慮の事故などにより所定の身体障害状態に該当されたときに保険金・給付金をお支払いします。
リビング・ニーズ特約★	余命6か月以内と判断されるとき、当社の定める取扱いの範囲内で、死亡保険金額などの一部を被保険者にお支払いします。
給付金代理請求特約★	被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求することができます。

★印の特約の詳細については、5・6ページをご覧ください。



保険種類をお選びいただく際には、**メットライフ アリコ**の「保険種類のご案内」をご覧ください。
この保険はメットライフ アリコの「保険種類のご案内」に記載されている【定期保険】です。



生命保険のお手続きやご契約に関するお問合せ
当社の生命保険業務に関する質問、相談、ならびに苦情について

お問合せ先 TEL **0120-361-777**
(月～金 9:00～20:00/土・日・祝 10:00～17:00)

指定紛争
解決機関

この商品にかかる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。[(社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>]
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険
募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問合せください。
[お問合せ先]お客様相談部 TEL0120-880-533 月～金 9:00～17:00(年末年始および祝日除く)

引受
保険会社

メットライフアリコ生命保険株式会社
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3

収入保障保険（解約返戻金抑制型）

この保険の「ご契約に際しての重要事項」は、「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。「注意喚起情報」とは、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご注意ください情報に記載した書面です。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」とともに必ずあわせてご確認ください。なお、支払事由および制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項は、後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

▶ この保険の内容について、特にご確認ください事項

1 この保険の解約返戻金について

収入保障保険（解約返戻金抑制型）は、保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には解約返戻金がありません。

※全期払（保険料の払込みが保険期間の全期にわたる払込方法）のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

※短期払（保険料の払込みが保険期間よりも短い期間で定められている払込方法）のご契約で保険料払込期間経過後に解約された場合は、経過期間により計算した解約返戻金があります。ただし、保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合には解約返戻金はありません。

▶ ご契約にかかわる制度やお取扱いについて

1 お申込みの撤回などについて（クーリング・オフ制度）

【制度の内容】

ご契約のお申込み後一定期間内であれば、申込者などによる書面の発信により、お申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。この場合、払込みいただいた金額は申込者などにお返しします。

【対象期間】

お申込みの撤回などが可能な期間は、申込日または第1回保険料相当額領収日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

※保険料クレジットカード払特約を付加された場合

●当社の募集人を通じてお申込みをされた場合
当社がクレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料相当額を領収したものとします。

店頭加入などによりお申込みをされた場合で「クレジットカードの有効性などの確認」をお申込み時に行わず、後日当社にて行うときは、当該契約申込書等の書類を会社が受付した旨の書面が申込者などに到着した日からその日を含めて8日以内とします。

●通信販売でご契約のお客様で、保険料クレジットカード払特約を付加してお申込みをされた場合
「ご契約のしおり・約款」が申込者などに到着した日から、その日を含めて8日以内とします。

●通信販売でご契約のお客様で、契約手続きの途中において保険料クレジットカード払特約に変更する場合
変更後にお送りするクレジットカードの有効性等確認日について記載された書面が申込者などに到着した日からその日を含めて8日以内とします。

【申出方法】

お申込みの撤回などをする場合は、その旨や必要事項を記載した書面を、当社の営業店または本店までご郵送ください。

【適用除外】

お申込みのために医師の診査を受けられた場合や債務履行の担保のためのご契約である場合など、お申込みの撤回などができないことがあります。

2 お申込み時にご報告いただく事項について 【告知義務】

【告知の重要性】

告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者の方などには健康状態などについて正しく告知をしていただく義務（告知義務）があります。

【告知受領権】

告知受領権は生命保険会社（会社所定の書面「告知書」）および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

【申込内容や告知内容についての確認】

ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金・給付金などのご請求時に当社の担当者または当社の委託を受けたものが申込内容や告知内容について確認させていただくことがあります。

【過去に傷病歴などがある方へ】

過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割増しや保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引受けできる場合があります。また、当社では、保険料は割増しされていますが通常の保険よりも引受基準を緩和もしくは引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

【正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット】

●告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。この場合、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、「支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によってはお支払いすることもあります。また、ご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社はご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば、契約者にお支払いします。

●現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取消しとなることがあります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。

※告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたことと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

3 保障を開始する時期について 【責任の開始】

●お申込みいただいたご契約が当社が承諾した場合には、告知および第1回保険料相当額を当社が受け取った時から、当社は保険契約上の保障を開始します（責任開始）。ただし、商品によっては保障されない期間（不てん補期間）がありますので「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

●クレジットカードによるお支払いの場合は、当社がクレジットカードの有効性などを確認したときに第1回保険料を領収したものとします。（ご利用いただいているクレジットカードによってはお取扱いできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

●生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金・給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。保険商品により異なりますので、詳しくは約款でお確かめください。また、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合についてより詳しい説明は、当社のホームページまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【支払事由に該当しない場合】

責任開始前時に生じていた傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当された場合（*）など、支払事由に該当しないとき

* 責任開始前時にすでに生じていた障害状態に、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当されたときを除きます。

【免責事由に該当した場合】

3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合など、各商品の約款に定める免責事由に該当されたとき

【ご契約の失効の場合】

保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき

【詐欺による取消しに該当する場合】

保険契約の締結・復活などに際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

【不法取得目的による無効の場合】

契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結・復活などをされたとき

【告知義務違反による解除に該当する場合】

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

【重大事由による解除の場合】

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき
＜例＞

・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂も含みます）
・保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき（未遂も含みます）
・契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれら反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
・その他上記と同等の重大な事由があったとき

*1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。
また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

上記に該当する場合でも、保険商品や契約内容などにより積立金や解約返戻金などをお支払いできることがありますのでお問合せください。

5 保険金・給付金などのご請求について

【お支払いに関するお手続きなど】

- お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども、すみやかに当社または担当者までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社のホームページや「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

【複数の支払事由に該当する可能性について】

保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、契約内容によっては、同時に複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、ご連絡ください。

【給付金などの代理請求について】

- 給付金代理請求特約を付加されますと、被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求できます。なお、この特約の付加に際しては被保険者の同意が必要です。
 - 給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- ※詳細については、6ページをご覧ください。

6 保険料の払込みがなかった場合 【保険料の払込猶予期間・失効・復活】

【保険料の払込期日】

保険料は払込期月(保険料を払込みいただく月)内に払込みください。

【払込猶予期間およびご契約の失効】

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、一定の払込猶予期間があります。
- 払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがないときは、ご契約は効力を失います(失効)。
- 保険商品によっては、失効されたご契約でも解約請求することで解約返戻金をお支払いできる場合があります。

【ご契約の復活】

失効されたご契約でも、一定の期間内であればご契約の復活を請求することができます。復活の請求に際しては告知と復活に必要な保険料の払込みが必要です。ただし、被保険者の健康状態などによっては復活できない場合があります。

7 解約と解約返戻金について

【解約返戻金】

収入保障保険(解約返戻金抑制型)は、保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には解約返戻金がありません。

【契約の保険料の払込方法(回数)が年払・半年払の解約の場合】

年払・半年払のご契約を解約された場合、払い込まれた保険料のうち、まだ経過していない期間に対応する保険料(未経過期間保険料)があるときには、契約者にお返しします。

8 現在の保険の解約を前提に新たな保険契約のお申込みを検討されている場合 【新たな契約への乗換えについて】

現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- ・多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ・新たにお申込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては新たなご契約をお引受けできなかったり、告知義務違反などにより新たなご契約が解除・取消しとなり保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

9 保険会社間での契約情報の共同利用について 【契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度】

当社は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引受け、保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております(契約内容登録制度・契約内容照会制度については、対象となる保険種類に限り情報を登録・利用します)。

10 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 【生命保険契約者保護機構】

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。



生命保険のお手続きやご契約に関するお問合せ
当社の生命保険業務に関する質問、相談、ならびに苦情について

生命保険
募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問合せください。
【お問合せ先】お客様相談部 TEL 0120-880-533 月～金 9:00～17:00(年末年始および祝日除く)

引受
保険会社

メットライフアリコ生命保険株式会社
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。
- ※記載内容は2012年1月現在のものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

11 預金ではなく生命保険であることについて 【預金などとの違いについて】

当保険はメットライフアリコを引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。

12 (社)生命保険協会における相談・照会・苦情の受付について 【指定紛争解決機関】

この商品にかかる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
[(社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>]
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

▶ 個人情報のお取扱いについて

1 利用目的について

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

2 ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人(当社代理店を含みます)に提供することがあります。

※機微情報の利用の限定について

保健医療などに関する情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、当社は再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受け依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。また、保険金・給付金のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3 外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含みます)へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令上に根拠がある場合

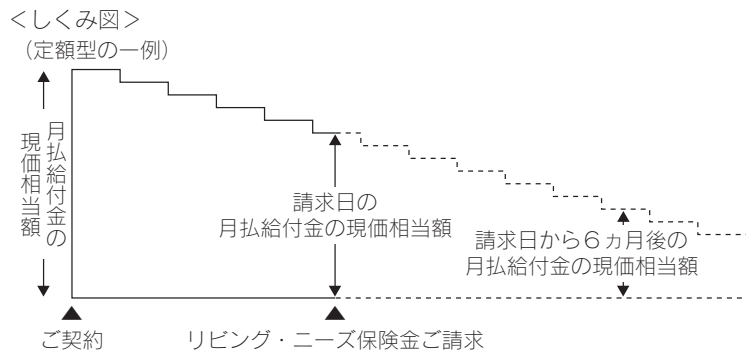
その他くわしいご説明は当社ホームページwww.metlifelife.co.jpに記載しています。

お問合せ先 TEL **0120-361-777**
(月～金 9:00～20:00/土・日・祝 10:00～17:00)

▶ 保険の内容について

お申込みいただくプランの内容については、パンフレット、設計書、申込書などをご確認ください。
 ※特約については、ご契約プランに付加されている場合のみ保険金・給付金などのお支払い対象となります。

主契約・特約	保険金・給付金など	支払事由	ご確認ください
収入保障保険 (解約返戻金抑制型) (主契約)	月払給付金	保険期間中に死亡されたとき、または責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき	<p>▶ 高度障害状態に該当され、月払給付金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当されたときから保険契約は消滅したものとします。</p> <p>■ 保険料払込免除について</p> <p>責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料の払込みは免除されます。</p>
			<p>■ 支払日と支払期間</p> <p>● 支払事由に該当された日を最初の支払日(給付金支払開始日)とします。以後、保険期間が満了するまでの給付金支払開始日の毎月の応当日に月払給付金をお支払いします。ただし、給付金支払開始日から保険期間満了日までの期間が確定保証期間に満たない場合は、給付金支払開始日から確定保証期間を経過した日までの毎月の応当日に月払給付金をお支払いします。</p> <p>● 月払給付金をお支払いする期間(月払給付金支払期間)は、最初の月払給付金の請求の際に、当社の定める範囲内で変更することができます。▶ 月払給付金支払期間を延長すれば月払給付金額は減少し、短縮すれば増加します。</p>
			<p>■ 確定保証期間</p> <p>月払給付金を支払う場合の最低保証年数のことを「確定保証期間」といいます。保険期間満了間近で死亡・所定の高度障害状態に該当された場合でも、ご契約時にご指定いただいた期間(1年、2年、5年、10年)が終了するまで、保険期間が満了しても継続して月払給付金が支払われます。</p>
			<p>■ 月払給付金の一時支払・一部一時支払について</p> <p>● 給付金支払開始日以後、将来の月払給付金のお支払いに代えて、未払金の現価の一時支払を請求することができます(月払給付金の一時支払)。</p> <p>● 同様に、当社の定める取扱いの範囲内で、月払給付金の一部のお支払いに代えて、相当する未払金の現価の一時支払を請求することもできます(月払給付金の一部一時支払)。この場合、以後の月払給付金額は減少します。</p> <p>▶ 現価は将来の支払額をそれぞれ会社所定の利率で割り引いたものの合計であるため、将来の支払額を単純に合計した金額よりも少額になります。</p>
特定疾病診断 保険料払込免除 特約	<p>主契約の保険料払込期間中に三大特定疾病(急性心筋梗塞・脳卒中・悪性新生物)で所定の状態に該当された場合に、保険料の払込みが免除されます。</p> <p>■ この特約の付加と解約について</p> <p>● この特約は、主契約の締結時に付加することができます(中途付加はできません)。</p> <p>● 主契約にこの特約を付加した場合には、他に付加できる特約が制限されます。</p> <p>● この特約のみを解約することはできません。</p> <p>■ 保険料払込みの免除事由</p> <p>● 次の(1)~(3)のいずれかの事由に該当したとき、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料(主契約および特約の保険料)の払込みが免除されます。</p> <p>(1) この特約の責任開始時以後の疾病を原因として急性心筋梗塞(虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中(脳血管疾患のうち脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(3) この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて90日経過した日の翌日以後、初めて(この特約の責任開始時前後を通じて初めて)上皮内癌・皮膚癌(悪性黒色腫を除く)以外の悪性新生物と診断確定されたとき</p> <p>▶ 詳しいお取扱いについては、約款をご覧ください。▶ 三大特定疾病については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。</p> <p>■ 保険料率</p> <p>● この特約を付加した場合、主契約および付加されているその他の特約には、この特約を付加した場合の保険料率が適用されます。その保険料率には、この特約の保険料が含まれています。</p>		
リビング・ニーズ 特約	<p>■ 特約の締結</p> <p>● この特約は、主契約締結の際のほか、契約者からの申し出があり、当社が承諾したときに、保険期間の途中で付加できます。</p> <p>● 契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人の代理人が中途付加時前に、被保険者が余命6ヵ月以内と判断されることをすでに知っている場合には、この特約は効力を生じません。</p>		
リビング・ニーズ 保険金	余命6ヵ月以内と判断されるとき、かつ、請求日から主契約の保険期間満了の日までの期間が1年をこえているとき	<p>▶ リビング・ニーズ保険金を支払ったとき、この特約は消滅します。</p> <p>▶ 主契約に特別条件特約が付加されている場合、保険金削減期間中はリビング・ニーズ保険金をお支払いしません。</p>	
<p>■ 支払額</p> <p>● 支払額は次の式で計算される金額です。</p> $(\text{支払額}) = \left[\text{特約基準保険金額} \right] - \left[\text{6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する利息} \right] - \left[\text{6ヵ月間の特約基準保険金額に対応する保険料相当額} \right]$ <p>【特約基準保険金額】 特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、以下の①、②のいずれか小さい額を限度として、請求時に被保険者よりご指定いただきます。</p> <p>① 次の金額のうち小さい額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求日から6ヵ月後の月単位の応当日における主契約の月払給付金の現価相当額 ・ 請求日における主契約の月払給付金の現価相当額 <p>② 1,000万円</p> <p>▶ リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって月払給付金額が減額されたものとします(減額部分に対応する解約返戻金はありません)。また、減額部分に相当する保険料が減額されます。</p>			
<p>■ リビング・ニーズ保険金をお支払いできない場合</p> <p>被保険者が次のいずれかにより、支払事由に該当されたときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の自殺行為 ② 契約者、被保険者またはリビング・ニーズ保険金の受取人の代理人の故意 ③ 戦争その他の変乱(*)</p> <p>* 支払事由に該当された被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときは、当社は、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。</p>			
<p>■ リビング・ニーズ保険金の代理請求について</p> <p>被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、契約者から被保険者の同意を得てあらかじめ申し出があった場合、その戸籍上の配偶者などが請求できない事情を示す書類などを提出し、当社の承諾を得てリビング・ニーズ保険金の受取人の代理人として請求することができます。</p>			



特約	ご確認ください
給付金代理請求特約	<p>この特約を付加されますと、被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求することができます。</p> <p>■代理請求の対象となる給付金など 主契約および付加されている特約の給付のうち、以下に定めるものが対象となります。 (1) 被保険者が受取人となっている給付金など (2) 被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除</p> <p>■特約の締結 この特約を主契約に付加して締結するには、被保険者の同意が必要です。</p> <p>■代理請求人の範囲 代理請求人として請求できるのは以下のいずれかの方です。 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者 (2) 被保険者に配偶者がいない場合は、被保険者の直系血族または被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族の1人</p> <p>■主契約または他の特約の代理請求に関する規定の不適用について この特約を付加した場合には、約款に定められている下記の給付金など(給付金の名称にかかわらず同様の給付を含みます)についての各約款・特約条項の代理請求に関する規定は適用されず、この特約の規定が適用されます。 特定疾病保険金、リビング・ニース保険金、ガン診断給付金 など</p>

▶ご契約に際して

申込書・告知書について

申込書は保険会社との契約内容を取り決めるものです。また、告知書は当社がご契約のお引受けの可否および条件を判断するためのものに共に大切な書類です。

- 申込書は、契約者ご自身でご記入いただき、その内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。被保険者はお申込みの内容をお確かめいただき、契約のお申込みに同意される場合は署名・押印をお願いします。
 - ▶申込書の現住所(通信先)は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく(所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで)ご記入ください。
- 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入のうえ、署名をお願いします。
 - ▶告知書は、保険金・給付金などの支払事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で質問した事項についてお知らせいただくものです。

保険証券について

保険証券をご確認のうえ、大切に保管してください。

- 当社がご契約の申込みを承諾した場合、保険証券を発行します。
- 保険証券に記載された内容がお申込みの際のものとは違っていないか、もう一度よくお確かめください。もし、内容が相違していたり、不明な点などがありましたら、当社または担当者までご連絡ください。
- 保険証券は保険金請求などのお手続きの際に必要となります。大切に保管してください。

申込み内容などの確認について

- お申込みいただいた保険契約についてお問合せいただく場合は、契約者または被保険者ご本人様に限定させていただきます。
- 申込書・告知書の記入内容について確認を行う必要がある場合は、当社より申込書については契約者ご本人様、告知書については被保険者ご本人様へ確認させていただきます。
- なお、電話で確認をさせていただく際、契約者ご本人様が不在の場合で、同居の家族の方が保険申込みについて知られている場合には、申込書について同居の家族の方へ確認させていただく場合がございます。(告知書についての確認を除きます。)

▶用語の説明

か行

【解約】

保険期間の途中に、契約者が保険会社に申し出て契約を将来に向かって消滅させることです。

【解約返戻金】

契約を解約された場合などに、契約者に払い戻されるお金のことです。

【給付金】

被保険者が入院や手術をされたときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【契約応当日】

保険期間中の、契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日とは、例えば、契約日が8月1日の場合は、毎年の8月1日となります。また、月単位あるいは半年単位の契約応当日とは、それぞれ毎月・半年ごとの契約日にあたる日をさします。例えば、契約日が8月1日のとき、月単位の場合は毎月1日、半年単位の場合は2月1日と8月1日となります。

【契約者】

保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。

さ行

【支払事由】

約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする場合があります。

【主契約】

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。(参考:特約)

【責任開始】

契約の保障が開始されることを責任開始といいます。その時を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。

た行

【特約】

主契約および特約の契約内容のある特定の事項について追加・変更を定めた約定(約束事)のことです。

【特約】

主契約の契約内容に追加・変更を行う特別な約定(約束事)のことです。

は行

【被保険者】

保険の保障の対象となっている人のことです。

【不慮の事故】

急激かつ偶発的な外来の事故のことをいい、疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

【保険期間】

契約が有効な期間をいいます。終身(被保険者が死亡するまでと定めるもの)と定期(一定期間で、〇年間と定めるもの(年満了)または〇歳までと定めるもの(歳満了))があります。歳満了の場合、その年齢になられてから最初に迎える年単位の契約応当日の前日が満了日となります。

【保険金】

被保険者の死亡や高度障害、保険期間が満了したときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【保険年度】

契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

【保険料払込期間】

保険料を払い込む期間をいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。

ま行

【免責事由】

約款に定める支払事由に該当されても、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

や行

【約款】

保険会社があらかじめ定めた契約内容のことで、普通保険約款と特約条項があります。